

## 移住支援金チェックリスト(久留米市)

1 提出書類（申請者→市町村）		チェック欄
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書(様式1)</li> <li>・ 別紙1(誓約事項)</li> <li>・ 別紙2(個人情報取扱)</li> <li>・ 写真付き身分証明書の写し</li> <li>・ 久留米市の住民票の写し(世帯構成全員分、続柄、世帯主の記載)</li> <li>・ 請求書</li> <li>・ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類) ※ 2人以上の世帯の場合は、世帯員全て必要(移住元において同一世帯に属していることを確認するため、世帯主を省略せず表記すること) ※ 移住元での在住期間が5年未満の場合は、それ以前の在住地の住民票の除票の写しが必要(申請者のみ)</li> <li>・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名)が確認できるものに限る。)</li> </ul>		<input type="checkbox"/>
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類) ※ 就業証明書を発行してもらえない場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可		<input type="checkbox"/>
【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類】 開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)		<input type="checkbox"/>
【東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類】 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類) 東京23区で勤務していた企業等の就職証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)		<input type="checkbox"/>
【就業、テレワークの場合】 就業証明書(就業)(様式2-1)または就業証明書(テレワーク用)(様式2-3)		<input type="checkbox"/>
【人材確保困難職種の就職支援サイト等で「農林漁業職」「看護師等」「保育士」に就職した場合】 指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類(申し込み完了メール等)		<input type="checkbox"/>
【人材確保困難職種の就職支援サイト等で「介護職」に就職した場合】 福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し及び介護施設等との雇用契約書等(期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類)の写し		<input type="checkbox"/>
【自営で農林漁業に就業した場合】 人材確保支援策活用証明書(人材確保支援策の所管課又は団体が発行)		<input type="checkbox"/>
【テレワークの場合】 テレワーク申告書		<input type="checkbox"/>
【起業の場合】 起業支援金の交付決定通知書		<input type="checkbox"/>
2 世帯要件等		
【世帯での申請の場合】 申請時の世帯員が申請者の転入直前において(住民票上)申請者と同一世帯に属している ※ 確認書類:移住元の住民票の除票		<input type="checkbox"/>
【子育て加算がある場合】 世帯での申請の対象に該当する18歳未満の子どもがいる。【18歳未満の子どもの数(　　人)】【子育て加算額(　　円/人)】 ※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象(ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象) ※転入日により子育て加算の額が異なるので注意		<input type="checkbox"/>
3 転入日について 令和5年4月1日より前の転入である。 → 該当の場合は5へ(5以降チェック欄①の列を使用してください。)		<input type="checkbox"/>
4 就業に係る拡充要件の該当の有無(令和5年4月1日以後に転入した方のみ) 就業【人材確保困難職種(農林漁業、看護師等、保育士、介護職)】、就業(自営農林漁業)、テレワーク(ワーケーション・移住体験事業参加者)のいずれかに該当する。 → 5以降チェック欄②の列を使用してください。 (非該当の場合 → 5以降チェック欄③の列を使用してください。)		<input type="checkbox"/>
5 移住元等要件：以下の全ての要件を満たすこと(ただし、グレー着色の項目は除く)		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票を移す直前(※1)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 県外 に在住していた。</li> <li>・ 住民票を移す直前(※1)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上東京23区に在住、または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住かつ東京23区内に通勤していた。</li> <li>・ 住民票を移す直前(※1)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県) に在住していた。ただし、関係人口の場合は、東京圏の在住に限る。</li> <li>・ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上、1年以内(※2)である 【転入日:令和 年 月 日 (農林漁業研修期間:令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) / 申請日:令和 年 月 日】</li> <li>・ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している</li> <li>・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない(2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様) ※ 暴力団等の反社会的勢力に関する書類(警察署からの回答結果)を添付(市町村対応)</li> <li>・ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれか在留資格を有する外国人である</li> </ul>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6 就業等要件：以下のいずれかの場合における要件を全て満たすこと		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
【移住・就業マッチングサイト掲載求人への就職（一般）の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業先が移住・就業マッチングサイトに掲載している求人である</li> <li>・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している</li> <li>・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない</li> <li>・ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している</li> <li>・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である</li> </ul>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就職（専門人材）の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している</li> <li>・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している</li> <li>・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である</li> <li>・ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない</li> </ul>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【人材確保困難職種への就職の場合】			
	(農林漁業職)	(保健師、助産師、看護師、准看護師)	(保育士)
・ 農林漁業就職応援サイトにより、福岡県内の事業所等に就職している ※ 確認書類：指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(介護職)	(自営での農林漁業への就業の場合)	(テレワーク勤務の場合)	
・ 福岡県福祉人材センターの紹介・マッチングにより就労に至っている ※ 確認書類：福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 就労先が福岡県内に所在する介護保険上の介護サービスを行う施設・事業所である (介護保険事業所番号が設定されていること) ※県に確認ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 雇用契約書等により、介護職員（身体介助や生活援助等に従事する職員）として就労している ※ 確認書類：介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
7 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))対象者該当の有無	①	②	③
5及び6（6については【 】の項目のいずれか）の項目でグレーのチェック欄にすべて該当した → 活用有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 …農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前

※2 …農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は3か月以上1年以内の算定に含めない。